

堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 26 日		
措置を講じた部局等	危機管理室		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
2 (1) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 仕様書等の記載内容 令和 6 年度の指定緊急避難場所標識等製作業務について、標識を製作し、指定緊急避難場所に設置する業務を受注者に実施させていたが、仕様書の業務内容には、設置に関する記載がなかった。 また、令和 5 年度の同業務について、請書において記載している履行場所が、実際の履行場所と異なっていたが、そのまま受け取っていた。	御指摘を受け、令和 7 年 2 月 17 日に課内研修を実施し、仕様書や契約書等で記載すべき内容に加え、調達課作成の「契約書・仕様書作成に係るチェックポイント」を共有しました。特に仕様書作成に関しては、履行場所や設置方法、製作内容など、積算に係る事項として詳細に記載すべきことを共有しました。 今後は起案時や決裁時に各職員が関係マニュアルに加え、「契約書・仕様書作成に係るチェックポイント」を参照の上で業務を行い、事務処理誤りの再発を防止します。	危機管理室 防災課	
2 (2) 使用料及び賃借料について 使用料及び賃借料に係る事務に			

ついて、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 契約保証金 堺市契約規則では、契約締結に当たり、受注者から契約保証金の納付を受けることとされている。また、令和 6 年能登半島地震発災に伴う職員派遣に係る人員搬送業務の契約書では、受注者は、契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならないとしている。 しかし、当該業務において、令和 6 年 1 月 14 日付けで契約（履行期間は同年 3 月 31 日まで）を締結していたが、納期限を指定していない契約保証金の納付書の送付が同年 1 月 25 日、納付が同年 2 月 16 日と遅延しており、契約事務が適切に行われていなかった。	本契約は、被災地における支援車両による渋滞発生の軽減の観点から、同じ被災地を支援する大阪市と共同で大型バスを緊急に借り上げたものです。 令和 6 年 1 月 9 日に受注者と契約協議が整いましたが、形式的に令和 6 年 1 月 25 日に見積書等の契約関係書類が整うのを待って納付書の発行を行ったこと、受注者の納付手続に時間を要したことから御指摘の状況となったものです。 今後は、受注者との契約金額の合意ができた段階で速やかに納付書を発行するなど臨機対応を行います。また、災害対応に係る緊急性の高い契約における契約保証金の取扱いの在り方について制度所管課と協議を行っています。	危機管理室 危機管理課
2 (3) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 公金外現金の取扱い 堺泉北地域防災相互無線協議	御指摘を受け、令和 6 年 12	危機管理室

会に係る公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、同協議会への負担金の支出手続等を担当する者として同一の者としないと定められている。 しかし、収支整理者と同じ者が市から同協議会への負担金の支出手続を行っていた。	月 18 日に課内職員を対象に、同協議会の「会計事務の取扱いについて」及び行政総務課の庁内ホームページに掲載している「公金外現金の事務について」を基に、収支整理者及び出納取扱者は、同協議会への負担金の支出手続等を担当する者として同一としないと規定している理由やその他の公金外現金取扱事務の適正な事務手続に関する研修を実施しました。 今後は事務担当者の異動や変更があっても適正に事務を実施するため、チェックシートを作成・活用し、事務手続の誤りが発生しないように見直しました。	危機管理課
---	--	--------------